

# 景観計画

～景観のルールを横浜市が定め  
運用します～



- 景観形成のためのきめ細かなルールを景観計画として定めます
- ルールに基づいた建物などが建築されるように誘導していきます



## ① 景観形成の方針

良好な景観の形成に関するまちの将来像を定めます  
景観上重要な建物や樹木の指定の方針を定めます

## ② 景観形成の制限など

建物の建て方のルールなど、景観に関わる具体的な内容を定めます

### ■ 建物・工作物の建て方

- ・ 建物のデザインや色、高さ、外壁の位置
- ・ 工作物のデザインや高さ、位置
- ・ 敷地の面積 など

### ■ その他の良好な景観のための制限

- ・ 木竹の植栽や伐採
- ・ 夜間のライトアップ など

### ■ 広告物の設置のしかたに関すること

- ・ 広告物のデザインや高さ、位置

## 景観計画の導入の流れ



まちのルールづくり相談センター・コーナーが全面的にバックアップします



## ■景観計画の特徴

- 景観に関するルールについて総合的に決められます  
建物や敷地のルールに加え、緑や廃棄物などのルールについても定められます。建物や工作物を建てるだけでなく、木竹の伐採などのルールを決めることができます。
- 特に保全したい建物や樹木を指定できます  
景観上、特に重要な建物や樹木は、所有者の合意を得た上で横浜市が指定し、保全することができます。
- 屋外広告物のきめ細かなルールを定めることができます  
屋外広告物の色彩や大きさなどについてのルールを定めることにより、街並みに調和した広告物に誘導することができます。
- ルールが確実に守られます  
景観計画で定めたルールは横浜市が運用します。ルールが守られない場合には勧告や命令を出すことがあります。

## ■景観計画の事例



### ◆関内地区(中区)

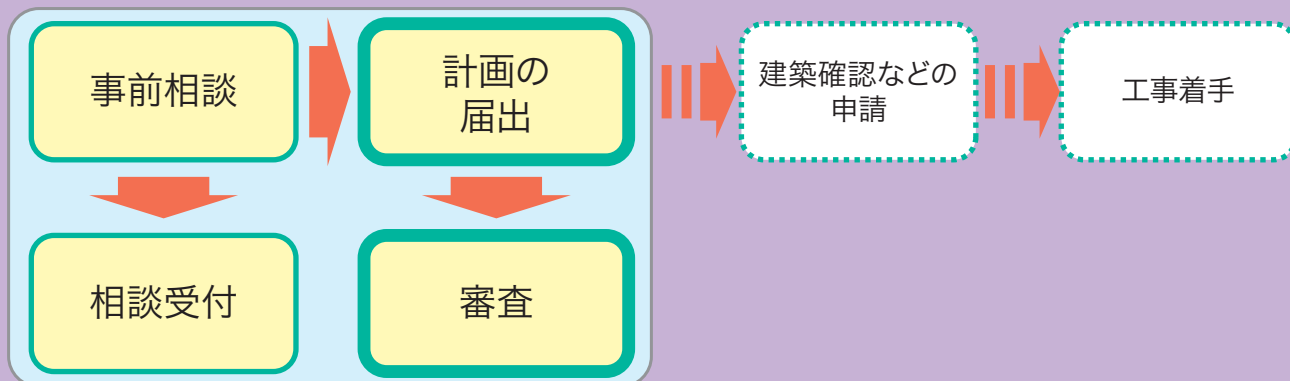
- この地区は、商業・業務施設が集まった横浜の顔となる地区です。従前から魅力ある景観を形成するための取組を続けていましたが、より実効性を持たせるため、平成20年4月に景観計画を策定しました。
- 主なルールは以下のとおりです。
  - ◇デザイン：色彩や外壁の分節、低層部のしつらえなど
  - ◇高さ：31m以下など
  - ◇壁面の位置の指定：道路境界線より1.0m以上後退、など
  - ◇ライトアップ：「歴史的界隈形成エリア」内においては、歴史的建造物以外は投光器等で照らしてはならない、など
  - ◇屋外広告物：屋外広告物に映像装置を使用することができない、など

\*詳細は以下をご参照下さい

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/kannaikangai/kannai/kannai-keikan.html>



## 建築などをする時は・・・ 景観計画の手続き



計画の届出は建築工事着手の30日前までに行う必要があります